

のびのび児童クラブ

令和7年度 利用募集

〈京丹波町放課後児童健全育成事業〉

募集期間：令和6年11月12日(火)から
令和6年12月 6日(金)まで

申込書提出先 京丹波町教育委員会窓口
(和知支所内、丹波分室、瑞穂分室)

- ※ 年度途中からの利用、長期休業期間中だけの利用を希望される場合も上記の期限までに申し込みを行ってください。
- ※ 現在利用中の場合も、改めて申し込みが必要です。
- ※ 転入により、上記期間中に申請できない場合は問い合わせください。
- ※ 申込書を提出されても、利用定員を超える場合などは、利用できないことがあります。

京丹波町教育委員会 学校教育課

【お問合せ先】

〒629-1192 京丹波町本庄ウエ16（和知支所内）

電 話 0771-84-0028（直通）

【令和7年度 のびのび児童クラブ募集要項】

1 事業の目的

保護者の就労等により、放課後等の昼間に家庭での保育を必要とする児童に対し、適切な遊びや生活の場を提供し、集団生活の中で健全な育成を図ることを目的とします。

2 実施場所と定員

クラブ名	定員数	開設場所	対象児童※
のびのび1組 (ひまわり)	90名	丹波ひかり小学校 敷地内	丹波ひかり小学校・竹野小学校・下山小学校の児童
		健康管理センター 内	
のびのび2組	60名	旧桧山保育所	瑞穂小学校の児童
のびのび3組	45名	和知小学校内	和知小学校の児童

※地域・学校ごとの入部を原則としますが、申し込み状況・特別な理由により、対象となっているクラブ以外への入部を、お願いすることがあります。

※入部・運営状況等により、定員数を超えて入部を認めることがあります。

3 事業の対象となる児童

京丹波町内の小学校に在学する児童（第1学年から第6学年まで）で、次のいずれかに該当すること。

- (1) 保護者が就労のため昼間家庭を留守にし、かつ、保護者に代わる者による家庭で適切な保育が受けられない児童
- (2) 保護者または、家族が病気または看護等のため、家庭で適切な保育が受けられない児童
- (3) (1) 及び (2) 以外の特別な事情により、家庭で適切な保育が受けられないと認めた児童

4 事業の開設日及び時間

- (1) 開設日 月曜日から金曜日
第2土曜日（ただし、利用申込がある場合のみ開設）
- (2) 開設時間
 - 学校授業日・・・児童の下校時（授業終了後）から午後6時00分まで
 - 学校休業日（夏休み・冬休み・春休み）・・・午前8時00分から午後6時00分まで
- (3) 開設しない日
 - 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - 8月13日から8月16日まで
 - 12月29日から1月 4日まで
 - 気象警報の発令等により学校が休校となった場合

※上記にかかわらず、実施日又は実施時間を変更する場合があります。

5 児童の送迎

- (1) 学校休業日：（夏休み・冬休み・春休み）：保護者が児童の送迎を行う。
- (2) 学校授業日：のびのび児童クラブに帰宅し、保護者が児童の迎えを行う。

6 入部の申込

- (1) 入部申込書に関係書類（提出書類チェック表参照）を添付して、教育委員会窓口（和知支所内、丹波分室、瑞穂分室）に提出してください。書類等を審査のうえ、入部の可否を保護者あて通知します。
- (2) 初回の募集期間受付終了後は、4月以降入部申込の受付を行いますが、定員数や運営状況等によって、入部出来ないことがあります。
- (3) 関係書類は教育委員会窓口のほか、こども園、小学校、のびのび児童クラブで用意しております。

7 定員を超えた場合の審査基準

- (1) 以下の審査基準を踏まえて利用を決定します。①～③の優先順位を設けていますので、兄弟姉妹の申し込みの際、低年齢の児童のみの利用となる場合があります。
 - ① 1年生、2年生、3年生、4年生、5・6年生の順（低学年を優先）
 - ② ひとり親家庭
 - ③ ①、②により同じ場合は、保護者の勤務日数や時間、同じ校区内に祖母が居住しているかなどを考慮し、優先順位を決定
- (2) 特別な理由により、配慮が必要な場合は(1)①～③にかかわらず、入部を認めることがあります。

8 負担金

保護者は、所得に応じて下表に定める額を負担していただきます。

階層	算定の基準	負担金月額 (8月を除く月)	負担金月額 (8月のみ)
A	生活保護世帯、準要保護世帯、 母子・父子世帯	0円	0円
B	所得税の額が0円	1,000円	2,000円
C	所得税の額が50,000円未満の世帯	3,000円	6,000円
D	所得税の額が50,000円以上の世帯	5,000円	10,000円

(※月の途中の入退部は、月額負担となります。日割り計算はありません。)

- 注
- 1) 算定の基準は、児童の保護者(父母)の所得を合算したものを対象とします。
 - 2) 負担金の額については、同一世帯における18歳未満の児童2人を養育又は看護している世帯の場合の第2子の児童にかかる負担金月額は、2分の1を乗じた額とし、3人以上養育又は監護している世帯の場合は、そのうち第3子以降の児童にかかる負担金月額を0円とします。
 - 3) 区分Aの母子・父子世帯は、児童扶養手当又は福祉医療を受給している世帯のみ、負担金0円となります。
 - 4) 傷害保険料 年間800円（令和6年度）、諸費（おやつ代等として、各組で徴収）を負担していただきます。特別活動に要する費用について別途負担いただく場合があります。

- 9 提出先：京丹波町教育委員会 窓口 学校教育課、
丹波分室（中央公民館内）、瑞穂分室（瑞穂支所内）





のびのび児童クラブ 入部申込書

提出書類チェック表

書類を提出いただく前に、もう一度ご確認ください！

チェック	書類の名称	確認事項
☐	のびのび児童クラブ入部申込書 (様式第1号)	記入もれはありませんか。 ※個人番号（マイナンバー）の記入は不要です。
☐	就労証明書	同一世帯で、お勤めの方全員の分が必要です (世帯で2人以上入部の場合は、1枚で兼ねることがができます。) ※1 下記を参照ください
☐	負担区分Aに該当する書類	※2 下記を参照ください
☐	世帯票 ※利用誓約書及び同意書欄を <u>本人が</u> <u>記載しなかった場合は、押印が必要で</u> <u>す。</u>	記入もれはありませんか。(世帯で2人以上入部 の場合は、1枚で兼ねることがができます。)
☐	個人票	記入もれはありませんか。 (1人1枚提出が必要です)
☐	緊急時連絡票	記入もれはありませんか。(世帯で2人以上入部 の場合は、1枚で兼ねることがができます。)
☒	令和6年(2024年)分源泉徴収票 又は確定申告書の写し ※令和7年2月中に提出のこと	保護者(父母)の分が必要です (世帯で2人以上入部の場合は、1枚で兼ねるこ とができます。)

※1 「就労証明書」は、現在の勤務先に依頼してください。

※2 「生活保護世帯、準要保護世帯、ひとり親世帯」に該当する方は、次の書類を提出してください。

- ・生活保護世帯・・・保護決定通知書の写し
- ・準要保護世帯・・・要保護準要保護児童生徒認定通知書の写し
- ・ひとり親世帯・・・児童扶養手当証書の写し又は福祉医療費受取者証の写し

☆ 上記の証明書が提出できない場合については、教育委員会 学校教育課
(電話84-0028)までご相談ください。

1年ごとの申込が必要です。継続希望
の児童も申し込んでください。

保護者の皆様へ

のびのび児童クラブ入部に際して

～守ってください！！～



京丹波町では、「のびのび児童クラブ」が保護者にとって安心して預けられる場所、児童にとって楽しく過ごせる場所になるよう考えております。運営にあたり、支援員や教育委員会からの注意事項・依頼事項には、ご理解、ご協力くださいますようお願いいたします。

☆ 事業の趣旨

放課後等における、児童の保育を担うことにより、保護者が安心して仕事に従事できるよう支援するための事業であり、保護者の趣味等を理由にした利用はできません。また、集団生活に慣れさせるためや、遊び相手がいない等の理由での利用はできません。

☆ 日常の過ごし方

施設内や、グラウンド、体育館等で遊びを行ったり、読書や工作、宿題をするなどして過ごしています。 集団での活動となりますので、児童たちが安全に、安心して過ごすために、支援員、保護者の連携のもと運営にご協力をお願いします。

☆ 欠席連絡

連絡用アプリ「すぐーる」により、出欠確認をおこなっています。利用登録をいただき、お休みされる時は「すぐーる」において、ご連絡いただきます。お休み当日の午前中までをお願いしています。

☆ 開設時間

平時の利用時間は、**下校時から午後6時00分まで**、学校休業日（夏休みなどの時）は、**午前8時00分から午後6時00分まで**開所します。

※開所前に、のびのび児童クラブの場所に児童を待たせることはできません。

※開設時間内に、お迎えに来てください。【お迎え時間の厳守】

☆ 費用負担

- ①学童保育負担金 毎月の利用状況に応じて負担金のお支払いをいただきます。
お支払いは、口座振替によりお支払いいただくよう、お願いいたします。
- ②傷害保険料 児童の万一の事故に備えて、全員に所定の傷害保険に加入していただくことになっています。
- ③諸費 おやつ代や、諸行事の実施等のため費用負担をいただいています。各組によって異なります。

※ 各費用について、お支払いいただけない場合は、

入部を取り消すことがあります。

☆ その他

- ・利用にあたっての、注意事項や依頼事項の詳細については、入部決定後「入部のしおり」で、お知らせいたします。